

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和4年6月28日 開会時間・午前・午後0時02分 閉会時間・午前・午後0時51分
出席者	南谷 清司 柴田 喜朗 栗津 明 毛利 廣次 後藤 國弘 原 一郎 川柳 雅裕 安井 智子 野口 佳宏 南谷 佳寛 豊島 保夫 堀 隆和 藤川 貴雄 山田 紘治 花村 隆 糟谷 玲子 星野 明 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	松井市長 石黒副市長 森教育長 國枝市長室長 青木危機管理担当部長 橋本総務部長 藤井上下水道部長 今井田教育委員会事務局長 伊藤市民協働部次長 吉村秘書広報課長 浅野危機管理課長 中島工務課長 小川教育政策課長 南部学校教育課長 堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	協議事項 ○ 内部統制について ○ 羽島市浄化センター脱水機棟工事の委託に関する協定について ○ その他	

【開会＝午後0時02分】

南谷佳寛議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。
初めに市長室より報告願います。

市長室危機管理
担当部長

よろしくお願いたします。内部統制について、令和3年度羽島市内部統制運用状況報告書を取りまとめましたのでご報告させていただきます。

報告書1ページをお願いいたします。内部統制は不祥事、欠陥事案を防止するため、あらかじめ市の各業務を取り巻く様々なリスクを想定し、未然防止、早期発見、発生時の適切な対応を行うための仕組みでございます。職員の意識を変革させ、市民から信頼される市役所を目指すため、平成27年7月に羽島市内部統制に関する基本方針を定め、職務執行の適正化、不祥事の未然防止に全職員で取り組んでおります。この内部統制の取り組みにつきましては、各課においてあらかじめ行政事務に伴う様々なリスクを想定、抽出し、対応を検討するPlan、リスク対応を行うDo、モニタリングを行うCheck、見直しを行うAction、このPDCAサイクルによる継続的な向上を図っているものであります。令和2年4月1日から地方自治法の一部改正により、羽島市内部統制に関する基本方針を改正し、実施運用を図っております。これにより、市長は内部統制の整備状況、運用状況について評価を行い、内部統制評価報告書を作成し、それを監査委員に提出し、審査を行っていただき、監査委員の意見を付して議会に提出するとともに公表されるものです。

1ページの中段の内部統制に関する計画課所属における取り組み状況についてでございます。巻末にあります別紙に記載の通り、平成28年度から令和3年度までに各所属が取り組んだリスクは1445件、前年度比353件であります。令和3年度に全庁的に影響を及ぼすことが予想される共通リスクに進捗管理の実施を抽出したほか、平成28年度から令和2年度までに抽出した15項目を全所属が再検討、見直しを行いました。

1ページ下段をお願いいたします。令和3年度に発生した内部統制欠陥事案として取り扱った案件はありませんでした。なお、欠陥事案とはリスク管理上において総合的な観点から判断して大きく影響があったものと考えられる案件であり、発生時に報道、議会への報告を行ったものを取扱いしております。

2 ページをお願いします。3 のリスクの対応でございます。(1) の研修につきましては、職員に対する法令遵守、基本的知識の習得等のため、巻末にあります別紙3に記載の通り実施しました。昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年間22回、434人、前年度比マイナス1190人と、参加人員は減少しており、リモートや資料研修により対処しています。(2) の所属独自の取り組みについて、副市長が欠陥事案に発展する恐れのあるリスクについて子育て・健幸課、高齢福祉課、経営課、税務課にヒアリングを実施したのをはじめ、連休に係る支払い遅延防止 会計課、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所設営訓練及び不当要求防止対策 危機管理課、新庁舎不審者対応訓練 管財課・危機管理課、高病原性鳥インフルエンザ防疫研修及び机上防疫演習 農政課、新庁舎建設に伴う暴力排除活動 新庁舎建設推進課・危機管理課などを取り組み、リスク発生時の対応に備えました。

3 ページをお願いいたします。(3) の内部統制周知月間でございます。毎年10月を内部統制周知月間に設定し、職員に対する内部統制の意識向上を図っております。

4 の内部統制の評価でございます。評価にあたっては、まず(1) の課長による自己評価を行いました。業務が適正に行われているのか、(ア) で組織上問題がないかをモニタリングし、(イ) で手改善すべき点、見直す点を確認し、再発防止策として定着させます。

次に(2) の通り担当部局長が抽出したリスク対応策について整備状況の不備の有無について最終評価を実施します。

最終評価結果でございます。改善事項として支払いの誤り、誤請求を指摘しております。整備運用状況についての評価につきましては、全リスク1445件、統廃合等での解除176件で、1269件のリスクを継続実施と評価しました。

4 ページをお願いいたします。中段の(3) 市長による総合評価でございます。最終責任者である市長が全庁的な内部統制の整備上及び運用上に重大な不備がないかを評価しました。

総合評価を実施した結果、内部統制は有効に整備されており、有効に運用されていると判断し、内部統制評価報告書を作成しました。別添一番最後に添付してございます令和3年度羽島市内部統制評価報告書の通りとなります。

5 の今後の方針でございます。基本方針のPDCAサイクルによる未然防止、早期発見、適切な対応を継続してい

きます。また、運用にあたっては、職員個々が主導となり、現場主義の内部統制を実施していく方針です。本日も報告させていただいたものは、市として運用状況の報告書をまとめ、市長が運用の状況等を評価した段階のもののご報告でございます。今後の手続きといたしまして、監査委員の審査を経て、意見を付して内部統制の評価結果を改めて後日議会へ提出し、公表するものであります。現在、監査委員へ提出し、審査に付しているところでありますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

南谷佳寛議長

ただいまの報告について何かご質問はございませんか。

(特になし)

南谷佳寛議長

続いて上下水道部より報告願います。

上下水道部長

上下水道部からは羽島市浄化センター脱水機棟工事の委託に関する協定の締結についてご報告させていただきます。浄化センター汚泥処理設備につきましては、平成13年度から稼働し、20年が経過しております。このため、老朽化及び汚水量増加により、処理能力不足となることから、汚泥処理設備の増設、改築をさせていただくものでございます。また、汚泥処理設備の増設、改築を実施するに当たりましては、設備が設置されています脱水機棟の耐震化を施す必要が生じますことから、総合地震計画に基づきました脱水機棟耐震補強工事も併せて実施してまいります。本業務につきましては、全ての浄化センター施設は日本下水道事業団に委託し建設されていることから、本施設及び機器に精通し、施設建設に関する実績豊富な日本下水道事業団との工事委託に関する協定の締結を令和4年6月3日に行ったところでございます。この日本下水道事業団は日本下水道事業団法に基づき設立されました地方共同法人で、地方公共団体を代行支援する機関として、下水道業務を行うことが法律上規定された唯一の法人でございます。協定期間といたしましては令和4年6月3日から6年3月29日までの2カ年の債務負担行為により実施をしてまいります。協定金額といたしましては、令和4年度分が2億8000万円で、この内訳といたしましては、機械及び電気に関する脱水機増設が1億5600万円、中央監視及び計装設備に関する電気設備改築が2500万円、脱水機棟耐震補強工事が9900万円、債務負担行為により令和5年度、といたしまして8億2000万円、この内

訳といたしましては、脱水機増設が5億3800万円、電気設備改築が1億80万円、脱水機棟耐震補強工事が1億8120万円でございます。上下水道部からは以上でございます。

南谷佳寛議長

ただいまの報告について何かご質問はございませんか。

(特になし)

南谷佳寛議長

続きましてその他となりますが、教育委員会より報告願います。

教育委員会事務局長

よろしくお願いたします。生徒の救急搬送につきましては、議員各位には当日もお知らせしておりますが、重ねて報告させていただきます。去る6月20日月曜日、桑原学園7年生の体育の授業におきまして、生徒が体調不良を訴え、生徒6名が病院に搬送される事案が発生しました。搬送された生徒6名はいずれも症状が回復し、当日中に帰宅いたしました。事案の概要でございます。まず発生場所は羽島市立桑原学園後期課程の体育館でございます。搬送された生徒は7年生の生徒6名、男子3名、女子3名でございます。熱中症の程度は6名とも軽症でございました。経緯でございます。10時30分、生徒15名が体育館で体育、ダンスの方を開始しました。随時水分補給を子供たちの方にはしておりましたが、10時50分頃、男子生徒1名、女子生徒2名が体調不良を訴え、体育館の隅で休息の方を取りました。また、11時に全員が休憩を取るよう指導教員の方が休憩を取らせました。11時10分過ぎ、授業は本来は11時20分までですので、10分早く授業の方を終え、授業後、新たに男子生徒2名、女子生徒1名が体調不良を訴え、保健室で休息をとりましたので、学校管理職の方が救急搬送の方を要請いたしました。授業実施時の状況につきましては、午前11時の桑原学園の気温は29度、湿度は58%、そのときのWBGT、暑さ指数の方は26度で軽快でございました。体育館の方の窓は開放し、換気を実施しておりました。マスクの着用ありが12名、なしが3名でございました。ただ、指導教員の方は熱中症対策でマスクを外すように指導しましたが、外すことを強制はしておりません。また、市教委より6月3日に熱中症防止対策として、熱中症対策ガイドライン及びマスク着用についての基本的な考え方について通知をしております。以上でございます。

南谷佳寛議長	ただいまの報告について何かご質問はございませんか。
花村議員	マスクの着用についてお尋ねをいたしますが、登下校時のマスクの着用についてはどのように教育委員会は各学校に指導していますか。
教育委員会事務局 局長	登下校時につきましても、熱中症等の健康被害等が発生するリスクがございますので、距離等をとってマスクを外して下校するように、各学校の方にお伝えしております。以上でございます。
藤川議員	私からも何点かお尋ねしたいと思います。先ほどのご説明で6月3日に熱中症対策ガイドライン及びマスク着用についての基本的な考え方についてということで、各学校に通知をされたということでありまして、その後6月20日にこういった救急搬送されるということが起こったということではありますが、この救急搬送された後に、さらに何か学校に通知をされたようなことはありますでしょうか。
教育委員会事務局 局長	各学校の方にまた新たに徹底するようという形で通知の方をさせていただいております。
藤川議員	こういったこともあったようですし、体育の授業を中止するという判断を学校の方で取っていただいているようですけれども、体育の授業を中止した後の対応ですね、例えば今日は暑いから今日は体育を中止しようとなった場合にどのような授業の対応をしているかお聞かせください。
教育委員会事務局 局長	体育の授業でございますが、実際体を動かす授業だけでなく、保健体育の教科書を使って学習したりとか、安全安心、またけがの防止とか、そういった防止についての授業もございますので、そちらの方を教室の方で行ったりということを実施しながら、実際またこれから季節が秋以降、良くなったところでこの暑い時期にできない授業内容につきましては実施していく予定でございます。以上です。
藤川議員	ありがとうございます。あと、体育の授業の有無に関わらず、通常の授業中でも熱中症になるリスクはあると思います。そういった場合に水を飲ませるという対処法も応急処置的には良いかもしれませんが、水よりも経口補水液の方が熱中症の子さんにはより有効だと言われています。学

<p>教育委員会事務局 局長</p>	<p>校の方で経口補水液の確保はされていますでしょうか。</p> <p>保健室の方で冷蔵庫等に経口補水液等を常備しておりますので、子供たちが体調を崩して来たときには養護教諭や状況を見て与えたりしております。以上でございます。</p>
<p>近藤議員</p>	<p>再度確認なんですけれども、私の地元の体育館ですので、最近ちょっと確認しておりませんので、体育館の窓を開放して換気を実施ということなんですけれども、通常出入口のドアといいますか窓といいますか、そういうのと、それから暑いときに以前は体育館の上の方に窓がありますよね。あの窓はどうなっていたんですか、当日は。</p>
<p>教育委員会事務局 局長</p>	<p>桑原学園の後期課程の体育館の方の窓でございますが、南と北の方にも上の方に議員ご指摘の通り窓がございますが、そちらの方も開放して授業の方を実施しておりました。以上でございます。</p>
<p>近藤議員</p>	<p>以前にですね、ちょっと私も現場で確認していないのであれですが、以前、上の窓が電動で開くようになっていて、この時期は虫が入ったりすると大変ですけど、電動で窓が開くようになってやっていたんですけど、途中からそれが故障して、確かそのままになっていて、最近になって修理されたのですか。</p>
<p>教育委員会事務局 局長</p>	<p>修理の方をさせていただいて、動くようにさせていただいております。</p>
<p>川柳議員</p>	<p>今日消防さん見えていないのでわかる範囲でいいんですけど、こういうのは多数傷病者の発生事案になってくるものだと思うんです、多い人数が一度に発生したということで、これは広域の救急体制とか、例えば、傷病者のトリアージとかを行って対処されたのでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>少し詳細を申し上げますと、当初は3名体調不良を訴えましたので、基本的には救急搬送の要請をいたしました。その折にその他に体調不良はいないかということでしたので、後ほど体調不良を訴えた3名もあわせて6名というふうにご報告申し上げましたところ、消防署の方から3台の救急車が参りました。そのうち2台については大垣市民病院、残り1台については松波総合病院へ搬送されたというふう聞いております。大垣市民病院の方に搬送された子</p>

	<p>供さんについては、他のお子さんよりも若干症状が重かったというふうに伺っております。以上です。</p>
南谷佳寛議長	<p>他にはございませんか。</p> <p>(特になし)</p>
南谷佳寛議長	<p>それではここで執行部の方は退席していただいて結構です。</p> <p>(執行部退席)</p>
南谷佳寛議長	<p>それでは広報広聴委員会より報告事項がありますので、川柳委員長よろしくお願いいたします。</p>
川柳議員	<p>広報広聴委員会からご報告申し上げます。市民との意見交換会の実施についての報告でございます。広報広聴委員会では、6月6日に開催いたしました広報広聴委員会において、本年度の意見交換会の取り扱いについて検討をいたしました。意見交換会の開催時期は10月から11月の日曜日、会場での対面形式で開催することといたしまして、日時、会場、テーマについては、これより広報広聴委員会で検討を進め、皆さんにお知らせし、進めていきたいというふうに考えております。感染状況も変わるかもしれませんが、実現できますように議員の皆さんのご協力とご理解をいただきますようお願いを申し上げます。以上広報広聴委員会でした。</p>
南谷佳寛議長	<p>ただいまの報告について何かご質問はありませんか。</p> <p>(特になし)</p>
南谷佳寛議長	<p>続きまして一般質問通告書の提出期限について提案させていただきます。これは議会運営委員会での審査においても提案が承認されたもので、現在通告期限は議会初日の午後2時までとなっておりますが、これを初日の4日前に開催される議会運営委員会の前日を期限として、5日程度前倒しすることを提案いたします。これは正副議長や正副議運の委員長による通告書の事前審査に十分な時間をとり、通告書の要旨確認や訂正などを円滑に進めることを目的とするものです。なお、通告書の受け付けは正式には初日となり、くじ引きは今まで通り初日に行います。この提案につ</p>

いて何かご意見、ご質問はございませんか。

近藤議員

それがどこで提案されたかわかりませんが、私も反対です。もう少しわかりやすく説明してくださいよ。なぜそうなったか、それでそんなことを議長一方的に流したらだめでしょう、そういうことは、それは議会のイロハのイの字ですよ議長。

南谷佳寛議長

それで諮っているわけです。

近藤議員

だけど、そんな一方的な話だめでしょう、そんなことは、議員全員に関わるから。

南谷佳寛議長

議会運営委員会でやりました。

近藤議員

一方的に了解してくれというのはおかしいです。

藤川議員

一方的に了解してくれというのはおかしいという話でしたけど、一方的に了解してくれというものではなく、今この全員協議会の場でこういう案についていかがでしょうかという、議長から皆に諮っているような案件ですので、この内容についてそれぞれ各自意見を述べていけばと思いますが、4日前に議運が行われる、その日の前までに提出してくださいということなんですけれども。この提出はいずれにしてもいつかの段階でしなきゃいけないので、それをどこにするかなんですけれど、提出した後に改めて当日出すわけですよ、議会初日に、その間に変わってしまった場合どうするのかとか、内容の追加あるいは変更等があった場合に、それはよしとするのか、駄目なのか、そういったところも含めて考えるべきだと思いますが、私はその点についてはよしとするという方向であれば、議運の前の日までに出すという案には賛成をしたいと思います。

堀議員

今藤川議員が言われましたが、4日前までに出すと、それから初日の日に、5日か4日前までに出すと、そして初日の日に正式にそれを採択すると、その間に変わったらどうかということと言われましたが、それについては、私は変わるということについては反対です。理由はと言いますと、以前にも疑いをかけるようではいけないんですが、擦り合わせに行きます、提出前に、そうしますと、その擦り合わせした課によって、質問の前者の方がやられたというような疑いを持ったときもあるわけです。疑いを持つ方が

いけないかわかりませんが、そうすると、質問順の若い人早い人がそういう情報が入る、当然すり合わせに行きますと、それでもって、若い番号の方がやられてしまうと、それで後の者が先ほどの議員の答弁にもありましたようにというようになってしまうというような疑いも出てくるわけです。そんなことで、変わるということについて変えてもいいかということについては私は反対です。

川柳議員

ちょっと数分前にこの大事なことを聞いたので、もう少し考える、例えば何かこういうことがあったらまずいんじゃないか、またこういうふうにしたらいいんじゃないかなということを含めて、もう少し時間が欲しいというのは僕思うんです。例えば、一般質問というのは執行部側にするわけですけど、執行部側への通告が事前に議会の開会日より先に向こうにわかるということなんですよね。そういうふうなことも懸念するし、ちょっと考える時間が欲しいというふうに私は希望します。

星野議員

例えば議会の初日がいつから、議運がいつ開かれるかということが、我々何も入っていなかったらわからないといけないので、前もって議運はいつある、次の議会はいつからということをも前もって教えていただけると一番ありがたい。わからない、議運がいつ開かれて、いつまでに出さないといけないという、日にちが、次の議会の予定を、この議会在終わったら次の議会はいつからやりますということで、いつまでに提出してくださいというのがあれば一番わかりやすい。1日前とかどうのこうのというのは、議運に入っている人はわかるけど、我々一人会派の場合は情報が入ってこないで、いつから議運があって、いつから議会があるということは市役所に聞かないとなかなかわからないので、そこを議長さんどういうふうに考えてみえますか。

南谷佳寛議長

9月議会の予定は8月の議会だよりに日程は載りますので。

原議員

通告書の事前の審査なんですけど、必要だと思っております。やはり当日、議会初日ですと、2時に締め切りということで、4時に執行部の方に提出という中で、電話が繋がらなかったり、そこで混乱したりという部分もあるので、事前審査の部分は一般質問の通告をスムーズに進めるためにも、円滑に進めるためにも必要だと思っております。

山田議員	<p>こういうことについては、おそらく私に対する一般事務に該当しないという問題だろうと思います。それからそういうことになったんだと思いますけれども、先ほどの藤川議員がおっしゃるように、委員会が4日前にあるので、開会初日までには訂正ができるのかどうかちょっとまず一つ。</p>
南谷佳寛議長	<p>定例会初日前の議会運営委員会前を通告書の事前提出の期限とし、正副議長及び正副議運委員長で事前審査を行い、不備があれば連絡し、修正などをお願いし、修正いただいた正式な通告書の提出はくじ引きで発言順序を決めていただくのは今まで通りです。それで今この提案について何かご意見ご質問はありませんかということで全員協議会にお諮りしているところでありますので。</p>
山田議員	<p>それで5日前に出すと、そうすると、その中で議運にかけるのが知らないけども、かけた結果、これはそういう一般事務に該当しないということになったら、そこで一遍通告者に言って修正をかけると、その修正というのは一遍通告して問題がなかったら、それをずっと修正できないのか、一遍出したやつは。ということなのか、その辺ちょっとお聞かせください。</p>
南谷佳寛議長	<p>変更は可能です。</p>
山田議員	<p>5日前に出して修正が可能なら今まで通りでいいのであって、今まで通りでいいんじゃないかなと、その前に私は何度も議長の方に申し上げましたが、一般事務に該当しないというこの要綱をもうちょっときちっと詳細に教えていただきたい、そういうことについて、この全員協議会で協議していただきたいなと思う。それで、今までの経験から申し上げるならば、はっきり言ってほとんどが何でもあり、というような一般質問で、今までは来ていたんですけども、とにかく一般事務という言葉、いろいろちょっと疑問点が出てきているんですが、例えば問題が起きたのはごみの問題から一般事務ということと言われるようになったのですが、例えばごみの衛生組合にしたって、市からもお金は出とるし、議員も出席しとるし、全部なのになんでそこの話ができないのか、ましてやこのここ2、3年前からは執行部もごみの議会には出席していますよね。それまで市長が出ていたんですけど、今は副市長と議長ですけど</p>

	<p>も、そういうことがあるのに何で一般事務から除外されるのか、あるいは公社の話でもそうですが、問題はその一般事務のことなんですよ、それを解決していかないと。</p>
南谷佳寛議長	<p>今一般事務の話は聞いておりませんので。</p>
糟谷議員	<p>議会初日の2時に出して4時に執行部ということで、本当に私も議長をやっていたとき、とても忙しい思いがしましたので、先ほど連絡がご本人に取れないということもありましたので、5日前という、その間に執行部と打ち合わせをして内容が変わるといことが多々あるんじゃないかなということなので、5日前じゃなくて、せめて議会の初日の前日までなら、その午前中までに出すというふうなら、昼からもありますし、そこまでならそんなに執行部との打ち合わせもほぼ終わっているんじゃないかなというふうに思いますので、5日前はちょっと長いんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。</p>
柴田議員	<p>私自身はその5日前でも全然いいんですけど、今はメールを送るという形になっていると思うんですけど、2回とも送る形になるんですか。当日が正式で、その5日前が事前という形だと思うんですけど、こうやって2回送る感じになるんですか。</p>
南谷佳寛議長	<p>1回でいいと思いますが。</p>
柴田議員	<p>1回というのは正式なときに1回なのか、事前で1回なのか。</p>
南谷佳寛議長	<p>まず事前に出していただいて、審査をしておかしいところがあったら、連絡して変更してもらって、正式なやつをまた出していただくということになると思います。</p>
栗津議員	<p>1回出して、正式に2回目も受理するということですが、問題は一般質問の中身を精査するということで問題ない議員については1回目で完全受理でいいわけですよ。それで問題のある議員に関しては、いろいろ精査する、いろいろ説得する、そういう時間が欲しいということでこういう提案があったと思うんですけど、問題のない議員は初日で処理じゃないけれども、2回も出すじゃなくて、4日前でも5日前でもいいんですけど、その時に決定するというふうに</p>

	<p>しないと、これはいつまでたっても何も決まらないよ。問題のある議員の発言に対してはいろいろこれから精査する時間が欲しいということでこういう問題が出てきたと思うんですけど。</p>
南谷佳寛議長	<p>訂正可能というのは、こちらからこういうふうですよと言ったときに訂正をして出していただく。</p>
栗津議員	<p>議員と議長とお話をして、訂正する期間が。</p>
南谷佳寛議長	<p>今だと2時に終了して、4時に執行部に出さないといけないとなると時間がないので、そのままこの前みたいに出ることになってしまいますので。</p>
栗津議員	<p>一般の問題ない議員については第1回目の通告した日たちで決定と、こういうことで問題ないと思いますが。</p>
南谷佳寛議長	<p>不備があれば修正を連絡して修正して。</p>
堀議員	<p>今何日前かと言われておりますが、私は糟谷議員言われたように1日前、それで十分かと思えます。だから、とりあえず5日前とかそういうのではなしに、1日前、そして議長、副議長、事務局長の印鑑、それに対して、訂正して欲しいという方については連絡いただいておりますね、当日初日の日までにお願いいたしますと、今まで通りそれに従うと、今問題になっているのは山田議員も言われたように、一般事務に当たるかどうかをしっかりとしないために、例えばごみの問題とか山田議員言われました。そして今回も一般事務がどうのこうのというような話が出ました。そこらあたりをしっかりといただかないと、こういう揉め事が起こると思えます。だから、どこで一般事務のきちっと、線を引くかというところについて、まだまだこれ議員間の中では、私も一般事務、ごみのところで質問した。それで途中で一般事務に当たらないというようなことがありましたが、私もそのことについて一般事務に当たらないと言われたことについては不信を持っております。だから、そんなところのことをきちっと精査していただきたいというふうに思っておりますので、議長お願いします。</p>
安井議員	<p>今のこの議題については私も今お聞きしまして、やはりこういう話題が出るというか議題が出るということは、今まで議長経験者の方は本当に苦慮されていたところ</p>

から係の方たちもその当日来て2時に会って、それから精査して、やはりここはちょっとおかしいよねというところで電話ができない、じゃあどうしましょうというふうで、すごく苦慮されていたことに対して、日にちを延ばすというのは賛成です。ですけれど、先ほど糟谷議員がおっしゃったように、1日前2日前でできるのであれば、一番最小限なところで決めていただいた方がいいかなと思います。あと、もう一つ先ほど一般事務がどうか言われていますけれども、それはやはりそれを出されたときに議長さんなり、議会運営の方なりの話し合いの中で、これはこうですよってというのはわかってくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、その問題ある人問題ない人じゃなくて、皆さんがそれぞれ考えてそのように決められてやっていただけたらいいかなと思います。

川柳議員

今の安井議員の言うこともよくわかりました。ただ、5日前に通告をして、それで、例えばこのところがいいですよ、駄目ですよと言って、議長とか議運の人たちに見てもらいたいんだけど、執行部側には絶対見られないようにして欲しいんですが、その辺は大丈夫でしょうか。

南谷佳寛議長

それは出さないようにします。

花村議員

私は今まで通りでお願いしたいんですけれども、一般質問、本当に考えて考えて考え抜いて、開会の日に出せるという形で持ってきているので、2時までという形でお願いしたいということです。今まで3時だったのを1時間繰り上げということで応じてきました。また、USBでも出して、そして事務局の方でも簡便な訂正はできるような形でやっておりますので、今まで通りの形でお願いしたいという意見です。

栗津議員

日にちだけ言ってもですね、一番根本は先ほどから問題になっている一般事務とは何ぞやということなんです。先ほどの議運でも議長は、私の今の公社に対する問題は一般事務に当たらないと、質問することではないということをおっしゃいますが、それならなんで私のときは、質問できて、山田議員のときは質問させなかったかと、こういうことになってくるんですよ。こういう一般事務とは何ぞやという定義がしっかりしていない。そこをしっかりとこの日にちも決めていけば簡単な話なんです。みんな理解していますよ、一般事務とは何ぞやと。そこをしっかりと、こ

れ別に議長の責任ではないですけども、これは全てしっかりそこを決めてからこの議論をやるべきだと私は思いますよ。その意識がないといつまでたっても、5日あろうと10日あろうとですね、また揉める元なんですよこれは。そこをしっかりとしていかなと。

糟谷議員

とにかく今言われた一般事務に当たるかどうかということの内容については、一度勉強会やられたらどうですか。皆さんで、そういう第三者のきちんとした方を交えて勉強会をやっていいと思いますし、今回のこの通告のことに關してはまた別の話ですので、私も議長経験しておりますから、本当に捕まらないとき大変なんです。ですから、せめて5日前とは言いませんけど、前日までぐらいに固まったものを出していただいた方が本当に助かりますので、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

山田議員

要するに冒頭から言っていますけど、一般事務に該当する、しないですから、この定義をきちっとやはり協議していただくこと、これによってその今の日程変更とかいろいろなことが出てくると思いますので、これがはっきりすれば何でも今まで通りのあれでもいいし、それで今糟谷議員がおっしゃったように、1日ぐらい前ならどうだろうということも、この余裕があれば確かにいいことですので、まず第一にその一般事務に該当しないという、その一つの定義、これはやはり第三者を入れて、勉強会をきちっとしていろいろ意見を言いがてら、きちんとしたものを作っていただくの方がまず私は先決だと思いますので、ぜひそういう、あと日程については、これはまだ2カ月ありますので、次までに決めればいいことであって、早急にですね、一般事務とは何ぞやということについての勉強会の方を進めていただきたいと思います。以上です。

南谷佳寛議長

提案させていただきましたが、いろいろご意見がありまして、まだ時期尚早だと思いました。次回の定例会までに精査してまた皆さんに連絡いたします。

山田議員

今確かに糟谷議員がおっしゃったことはいいと思う、その第三者を入れて、我々だけでああだこうだ言ってやっておっても駄目ですので、一遍そういう勉強会とか、そういうものをきちっと早急にやっていただくこと、まずこれを一つお願いしたいと思います。

南谷佳寛議長	<p>またそれは検討していきます。 以上で全員協議会を終了いたします。ご苦労様でございました。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午後 0 時 5 1 分】</p>
--------	---